

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱

平成28年7月15日

告示第548号

改正 平成29年4月6日長崎市告示第282号

平成29年9月6日長崎市告示第694号

平成31年4月4日長崎市告示第190号

平成31年4月26日長崎市告示第282号

令和2年3月31日長崎市告示第167号

令和3年4月7日長崎市告示第334号

令和4年10月5日長崎市告示第518号

令和5年3月30日長崎市告示第119号

令和7年3月28日長崎市告示第301号

令和8年3月27日長崎市告示第248号

(目的)

第1条 この要綱は、安心して子どもを生き育てることができる環境の整備及び子育て家庭の経済的負担の軽減、中古住宅の流通及び改修による性能向上並びに市内に発生する空き家の抑制を図るため、中古住宅を取得又は改修する多子世帯又は子育て世帯に対し、予算の範囲内において、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子世帯 補助金交付申請日現在、満18歳未満の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。以下同じ。）が3人以上の世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金交付申請日現在、満18歳未満の子が1人又は2人の世帯をいう。
- (3) 中古住宅 既に建築されている住宅のうち、新築住宅（新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。）以外の住宅をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、自己の居住の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅（マンション等の集合住宅にあつては補助対象者が専有し、又は専有する予定の部分、店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあつては補助対象者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請日から過去10箇年度の間、本市の他の制度（長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱（平成23年長崎市告示第30号）又は長崎市移住支援空き家リフォーム支援補助金交付要綱（平成29年長崎市告示第546号）による補助をいう。以下同じ）に基づく補助等を受け取得又は改修した住宅は、補助対象住宅としない。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第6条第1項に基づく交付決定通知後に多子世帯又は子育て世帯

で自ら居住するための中古住宅を取得しようとする者

(2) 規則第6条第1項に基づく交付決定通知後に所有する住宅を改修しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 申請日から起算して1年前の日以降に多子世帯又は子育て世帯で自ら居住するための中古住宅を取得した者

イ 補助金の交付を申請する時点で、改修工事を行う住宅の所有者となる予定の者であって、第11条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅を所有し、居住することが確実であると市長が認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税相当額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 多子世帯又は子育て世帯が自ら居住するための中古住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積が60平方メートル以上の住宅に限る。）の取得に係る経費（補助を受ける者の3親等以内の者の所有であった住宅の取得に係る経費は除く。）

(2) 多子世帯又は子育て世帯が自ら居住するために行う別表第1に掲げる中古住宅の改修工事に係る経費（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積が60平方メートル以上の住宅に限る。）

2 前項第2号の改修工事は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工し、かつ、交付決定日から起算して90日以内に着手するもの。

3 他の公的補助金等の対象となる事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分について

のみ、補助対象とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定通知前に工事の着手又は売買契約したもの
- (2) 補助対象住宅が土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- (3) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ、1件の申請に係る限度額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 多子世帯の中古住宅の取得及び取得に伴う住宅の改修工事に係る経費
50万円（空き家（補助金交付申請日（申請者が当該申請日の1年前に当たる日から当該申請日までの間に対象住宅に転居をした場合にあつては、転居をした日）の1年以上前から引き続き居住していないもので耐震性能を有する一戸建て住宅をいう。以下同じ。）の取得及び取得に伴う改修工事をする場合にあつては、60万円）

- (2) 子育て世帯の中古住宅の取得及び住宅の改修工事に係る経費 40万円
円（空き家の取得及び取得に伴う改修工事をする場合にあつては、50万円）

(補助金の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助対象年度の1月31日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日）とする。

2 規則第3条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書兼補助金算定書（第1号様式）によるものとする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、別表第2の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は省略させるものとする。

（不交付の決定）

第8条 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（計画の変更）

第9条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、規則第5条第3項の規定により補助事業等変更中止（廃止）承認申請書を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書兼補助金算定書

(2) 第7条第3項の申請で添付した書類のうち変更となるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する場合において、改修内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、この限りではない。

3 規則第6条及び前条の規定は、第1項について準用する。この場合において、規則第6条第1項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金内容変更承認及び交付決定変更通知書（第6号様式）」と、前条中「補助金不交付決定通知書」とあるのは「補助金内容変更不承認及び不交付決定通知書（第7号様式）」とする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、規則第7条第1項の規定によるもののほか、補助金の交付申請後に申請した補助事業を中止しようとする場合は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書(第8号様式)によるものとする。

3 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日(その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日)とする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、完了実績報告書(第9号様式)によるものとする。

2 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助事業完了の日(第5条第1項第1号及び第3号に掲げる中古住宅の取得の場合は補助対象住宅に転居した日又は支払が完了した日のいずれか遅い日、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる改修工事の場合は工事完了日(工事完了証明書(第10号様式)に記載された工事期間の完了日をいう。))又は支払が完了した日のいずれか遅い日)から起算して30日(中古住宅を取得する場合において、当該住宅のリフォーム工事を行うなど、やむを得ない事情により当該住宅に補助事業完了の日から30日以内に補助対象者が転居できない場合は、当該工事等の完了の日から起算して30日)を経過する日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日(その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日)のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、別表第3の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

る。

(是正のための措置)

第12条 規則第14条の規定による是正のための措置は、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金不適合通知書(第11号様式)によるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第13条の規定により確定した補助金の額が、交付決定額と同一のときは、規則第21条の規定により補助金確定通知書を省略するものとする。

2 規則第21条の規定により、規則第15条第2項に規定する請求書は、省略するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第14条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで、補助対象住宅への立ち入りを行うことができるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(当該耐用年数が10年を超える場合には、10年間)とする。

(補助回数)

第16条 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年7月15日長崎市告示第548号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

(令和4年度の補助金の申請の特例)

- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、令和4年度の申請に係る補助金の申請については、同項中「12月28日」とあるのは、「1月31日」とする。

附 則 (平成29年4月6日長崎市告示第282号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年9月6日長崎市告示第694号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降に行われた申請に係る補助金から適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第4条第2号中「4月1日」とあるのは、「告示の日」と読み替えるものとする。
- 4 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成31年4月4日長崎市告示第190号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日長崎市告示第282号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日長崎市告示第 1 6 7 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 9 月 6 日長崎市告示第 4 8 3 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

（財産処分の制限に関する経過措置）

2 改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第 1 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後に多子世帯が自ら居住するための中古住宅又は新たに 3 世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得又は改修工事をする場合について適用し、同日前に多子世帯が自ら居住するための

住宅又は新たに3世代で同居若しくは近居するための住宅の新築工事又は改修工事をする場合については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年10月5日長崎市告示第518号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和5年 月 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項、第10条第3項、第11条第1項、同条第2項、同条第3項、第12条、第13条第1項、同条第2項、第10号様式、第11号様式及び第12号様式の改正規定は、告示の日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設 等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリーリフォーム	①通路又は出入口の幅を拡張する工事 ②階段の勾配を緩和する工事 ③手すりを取り付ける工事 ④段差を解消する工事 ⑤出入口の戸を改良する工事 ⑥床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	遮熱・断熱改修	①屋根、天井、外壁、開口部、床の遮熱・断熱改修 ②窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入れ替え
	耐久性向上に資する工事	①耐震・耐風性能のある防災瓦等への屋根材の葺替え工事 ②外壁よりの雨水の侵入を防ぐシーリングの打替工事 ③建物の耐久性向上を図り新たに雨戸やシャッターを設置する工事
	防犯性向上に資する工事	①防犯性の高い外部サッシ等への取替工事 ②防犯上有効な場所への面格子の新設工事

別表第2（第7条関係）

補助対象者の区分	必要な書類
住宅を改修する者	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書附票 (2) 世帯全員の住民票の写し (3) 出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳の写し (4) 世帯員のうち18歳以上の者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (5) 補助対象リフォーム工事費内訳書（第4号様式） (6) 現況写真（補助対象住宅の全景写真等） (7) 図面（改修工事前後の平面図等、改修工事の内容がわかるもの） (8) 工事見積書 (9) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (10) 売買契約書の写し（取得予定の場合） (11) 事業前アンケート (12) 委任状（代理人が手続きを行う場合に限る。） (13) 空き家を改修する場合は、1年以上居住者がいないことを確認できる書類及び耐震性を有することを確認できる書類 (14) その他市長が必要と認める書類
中古住宅を取得する者	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書附票 (2) 世帯全員の住民票の写し (3) 出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳の写し等 (4) 世帯員のうち18歳以上の者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (5) 現況写真（補助対象住宅の全景写真等） (6) 中古住宅の取得に係る経費がわかるもの (7) 建物の登記事項証明書 (8) 事業前アンケート (9) 委任状（代理人が手続きを行う場合に限る。） (10) 空き家を取得する場合は、1年以上居住者がいないことを確認できる書類及び耐震性を有することを確認できる書類 (11) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第11条関係）

補助対象者の区分	必要な書類
住宅を改修した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯全員の住民票の写し (2) 施工中及び完成写真（補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの） (3) 納品書等（滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので市長が必要と認めるもの） (4) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (5) 工事請負契約を締結した場合は、契約書の写し (6) 工事完了証明書 (7) 申請時に市外在住の場合、世帯員のうち18歳以上の者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (8) 申請時に登記されていない場合、建物の登記事項証明書 (9) 事業後アンケート (10) その他市長が必要と認める書類
中古住宅を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯全員の住民票の写し (2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (3) 売買契約書の写し (4) 申請時に市外在住の場合、世帯員のうち18歳以上の者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (5) 申請時に登記されていない場合、建物の登記事項証明書 (6) 事業後アンケート (7) その他市長が必要と認める書類

委任状

委任される人（代理人）

住 所

（電話番号）

代理人氏名

私は、上記の者を、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金に係る申請等の
手続の代理人と定めます。

令和 年 月 日

委任する人（申請者）

住 所

申請者氏名

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市子育て住まいづくり支援費補助金については、次により不交付と決定したので、通知します。

交付しないことと 決定した理由	
--------------------	--

補助金内容変更承認及び交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった内容変更については次のとおり承認及び決定をしたので長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
変更前	申請区分 補助対象経費 交付決定額		
変更後	申請区分 補助対象経費 交付決定額		
承認条件			

補助金内容変更不承認及び不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市子育て住まいづくり支援費補助金の内容変更については次のとおり不承認及び不交付としたので通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
変更前	申請区分 補助対象経費 交付決定額		
変更後	申請区分 補助対象経費 交付申請額		
不承認の理由			

第8号様式（第10条関係）

補助金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり取り下げます。

なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
取下理由			

第9号様式（第11条関係）

完了実績報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第11条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
完了年月日	年 月 日		
添付書類			
振込口座	金融機関名	支店（支所）名	
	銀行 金庫・組合	支店	
	預金種別	口座番号	
	普通・当座・貯蓄・その他 (該当するものを○印で囲んでください)		
	口座名義人（カタカナで記入してください）		

第10号様式（第11条関係）

工事完了証明書

年 月 日

（あて先）長崎市長

施工業者 所在地
氏名・名称
連絡先

下記の工事について、完了したことを証明いたします。

記

1 施主氏名

2 住宅の所在地

3 施工内容

4 工事期間 着工日 年 月 日
完工日 年 月 日

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金不適合通知書

第 号

年 月 日

様

長崎市長

次の住宅に関して、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱の規定に適合していないため、同要綱第 1 2 条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
交付決定額	円		
不適合の内容			